

令和 7 年度

静岡市ママケアデイサービス企画・運営業務
プロポーザル（企画提案）仕様書

令和 7 年 2 月

静岡市子ども未来局子ども家庭課

仕様書

1 業務名

令和7年度 静岡市ママケアデイサービス企画・運営業務

2 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※静岡市は令和7年度予算の減額又は削除があったときは、契約を変更し、又は解除することができるものとする。

3 事業概要

(1) 目的

乳児を持つ母親が休息できる場所を提供し、子育ての先輩（子育て経験者）が子育てに関する悩みの「話し相手」となることで、家庭や地域での孤立感を和らげる。併せて保育士等の専門家による相談支援を行うことで、母親が安心して子育てができる環境を整備する。

(2) 対象者

静岡市に住民票がある、生後4か月以上1歳未満のこどもをもつ母親とそのこども（こどもの世話を手伝う際、医療行為が必要ないこども）。（未就園のきょうだいを含む）

4 業務内容

(1) 実施場所の確保

- ・受託者は市内偏りなく実施場所を確保する。
- ・受託者は以下の①～④の項目に留意し、実施場所を選定する。
- ① 交通アクセスや駐車場について配慮する。
- ② 交流・相談スペースと休息スペースの2部屋を用意する。
- ③ こどもの泣き声などの影響を配慮する。
- ④ 授乳や離乳食などの準備が行える設備を確保する。

（例） ※ 事前に賛同が得られている会場。

・静岡市ふれあい健康増進館 ゆ・ら・ら	静岡市葵区南沼上 1379-1
・柚木の郷	静岡市葵区東静岡 1丁目 1-57
・リバティーリゾート久能山	静岡市駿河区古宿 294
・花月旅館	静岡市駿河区稲川 1丁目 5-2
・クア・アンド・ホテル 駿河健康ランド	静岡市清水区興津東町 1234
・清水ナショナルトレーニングセンター	静岡市清水区山切 1487-1

(2) 従事者

- ・受託者は責任者として、保健師、助産師、看護師又は保育士の資格を有する者を1回

の開催につき、1人従事させる。

- ・受託者は補助者として、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭又は介護保険法第8条第2項に定める介護福祉士その他政令で定める者を1回の開催につき、1人従事させる。ただし、利用することの人数が2人以下である場合を除く。
- ・本事業における子育てサポーターは、静岡市とNPO法人バディプロジェクトが主催する子育てサポーター養成講座受講修了者を従事させることが望ましい。また、子育てサポーターは1回の開催につき、1人以上従事とする。
- ・受託者は、NPO法人バディプロジェクトと子育てサポーター派遣について、連絡調整を行う。
- ・受託者は子育てサポーターの派遣について調整が困難な場合、市と協議する。
- ・受託者は利用人数に応じて従事者を調整する。従事者1人が対応することの数は、最大で2人程度とする。

(3) 事業の回数、時間、利用料等

- ・原則として週1回以上、開催回数の合計が145回以上となるよう計画する。
- ・開催日までは1か月程度の周知期間を設ける。(契約月を除く)
- ・開催時間は、概ね午前10時から午後3時までとする。
- ・年末年始(12月29日～1月3日)は開催休止日とする。
- ・定員は、原則1回5組とする。
- ・利用者から料金の徴収は行わない。
- ・利用料は市が利用者に請求する。
- ・食事代や入浴料などは、利用者が直接、会場等に支払いをする。

(4) 支援内容

受託者は以下の①～④の内容を実施できるよう、1回のスケジュールを企画する。

① 休息時間の提供

母子が休息できるスペースを提供する。

(例)

- ・会場の施設を活用し、入浴や午睡など母親が休息方法を選択できる。
- ・必要に応じ、従事者が授乳、おむつ交換、着替え等のこどもの世話を手伝う。
- ・必要に応じ、きょうだいの世話を手伝う。

② 交流の機会の提供

母親同士及び子育てサポーターとの交流の機会を提供する。

(例)

- ・親子遊びなど育児に関する講座(30分程度)を実施する。
- ・昼食時間を母親同士の交流の機会とする。

③ 相談支援

責任者及び従事者が、母親の育児に関する相談に応じ支援する。

④ その他

- ・実施場所や利用人数に応じて、昼食を手配する。
- ・利用者の安全に配慮し、事業を実施する。

(5) 事業の周知

- ・市が作成する事業に関するチラシを、関係機関への配布等、周知を行う。
- ・事業の周知方法について、市と協力し、実施する。

(6) 申込受付

- ・受託者は事業の利用を希望する者から連絡を受け、利用日の調整を行う。
- ・受付対応時間は、平日午前9時～午後4時以上の時間を確保する。
- ・支援内容の交流の機会の提供のため、1回の開催につき利用組数が3組以上となるよう努める。
- ・受託者は事業の利用を希望する者から、ママケアデイサービス利用申請書（静岡市ママケアデイサービス事業実施要綱 様式第1号）を受領し、市長に提出するものとする。

(7) 実施会場との連絡調整

受託者は開催日や昼食等、実施会場と調整を行う。

(8) 実施報告

受託者は各月の事業実施状況について、ママケアデイサービス事業実施結果報告書（静岡市ママケアデイサービス事業実施要綱 様式第4号）及びママケアデイサービス事業実施結果内訳報告書（静岡市ママケアデイサービス事業実施要綱 様式第5号）を作成し、翌月10日まで（令和8年3月分にあつては、同月末日）に市に提出する。

(9) 受託者における費用負担

- ・従事実績に応じた、実施責任者、補助者、子育てサポーターへの謝金
- ・開催実績に応じた、会場使用料
- ・上記のほか、事業の運営に必要な費用

5 委託料

原則として年4回の分割払い（4月、7月、10月、1月）とする。

※ ただし、年間開催回数が145回を下回った場合は、実施できなかった回数に、本事業の企画提案応募時に提出した積算表の人件費的費用と会場賃借料の合計額の145分の1を乗じた額を市に返還すること。

6 その他

- (1) 本業務は、母子保健医療対策総合支援事業における妊娠・出産包括支援事業のうち、「産前・産後サポート事業」に基づいて実施するものである。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、委託者の静岡市と連携を密にし、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (3) 本業務により得られたデータ及び成果品は静岡市に帰属するものとし、静岡市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (4) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (5) 本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、委託者である静岡市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。また、個人の記録等を、P Cを利用して記録の作成、保存等を行う場合、個人情報の漏えい及び改ざん等を防止するための措置を講じること。
- (7) 本業務の遂行に当たって、受託者と支援対象者等との間の苦情、トラブル等が発生した場合は、受託者が迅速かつ誠実に対応すること。対応が困難な苦情等が発生した場合は、迅速に静岡市に報告し、対応を協議すること。
- (8) 本事業実施により、故意または過失により第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償責任を負うことになるため、受託者においては損害賠償保険に加入すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、これを決定する。